

次期過疎方針・山村振興基本方針 の骨子案について

群馬県企画部

地域政策課

平成27年5月14日

過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言（概要）

過疎集落等の現状と課題

- 過疎地域等においては、小規模化、高齢化により、維持困難な集落が増加
 - ・ 空き家の増加、商店の閉鎖、公共交通の利便性低下などの住民生活に関する問題
 - ・ 働き口の減少、耕作放棄地の増大などの産業基盤に関する問題
- 集落機能を引き続き維持するのみならず、中長期的に持続可能な集落とするための活性化策が課題

集落ネットワーク圏の必要性

個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加

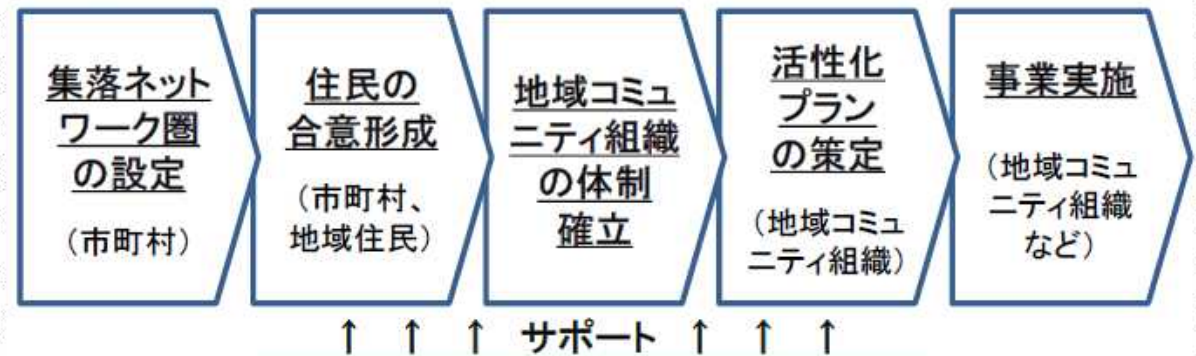
より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして、集落を活性化する取組が必要

集落ネットワーク圏施策：2つの視点

- (1) 住民の「暮らし」を支える
生活サポートシステムの構築
- (2) 住民の「なりわい」を継承・創出する
活動の育成

集落ネットワーク圏の形成に向けて

- 市町村の積極的な取組と、住民主体の地域コミュニティ組織の活動が重要なポイント



期待される役割

【集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村】

- ・ 圏域設定や活性化方針等を含む集落ネットワーク圏計画の作成
- ・ 地域コミュニティ組織の体制確立や活性化プラン作成への支援
- ・ 具体的な事業実施に対する様々な支援

【広域的な視点から支援する都道府県】

- ・ 専門家を含めた必要な人材の確保や提供、育成
- ・ 先進的な取組事例などについての情報提供

【全国的な取組を推進する国】

- ・ 集落ネットワーク圏施策の推進方針の提示と支援策の検討
- ・ 活性化プランに基づく活性化の取組をモデル的に支援
- ・ 全国各地の取組を把握分析し、情報提供

1 背景

- ・山村は、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化の進行が顕著。
- ・地域が支える山村の有する多面にわたる機能の発揮に支障を来すおそれ。



- ① 地域内発的な産業振興を推進し、山村の所得と雇用の確保を図る
- ② 介護サービスの確保等を促進し、住民の福祉の向上を図る

ことにより、山村における定住等を促進することが必要。

2 基本理念

- ・山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。
 - ・山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。
- (第2条の2)

3 期限の延長

- ・法期限を10年間延長(平成37年3月31日まで)。

4 目的規定の充実

- ・目的に「山村の自立的発展の促進」、「山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」等の文言を追加。

(第1条)

5 地域内発的な産業振興及び住民の福祉の向上に関する施策の促進

- ① 山村振興基本方針、山村振興計画等の規定事項に、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る規定を追加。
(第3条、第7条の2、第8条)
- ② 山村振興計画に産業振興施策の促進に関する事項を記載できることとし、当該事項を記載して地域内発型の産業振興を図ろうとする市町村を支援するため、税制特例措置(割増償却)等を措置。
(第8条～第8条の9、第13条)
- ③ 市町村等への交付金に関する規定を新設し、「地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成等の措置を講ずるものとする」旨を規定。
(第10条第2項)

6 その他

- ① 定義規定の「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地」という文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地」に変更。
(第2条)
- ② 国及び地方公共団体の配慮規定として、「介護給付等対象サービス等の確保」、「教育環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用の推進」を追加。

(第19条の2ほか) 2

(1) 過疎地域の現状と課題

【現状】引き続き人口減少、高齢者比率の増加、厳しい財政状況

- 人口増減率(S40 → H22):県過疎地域 ▲41.4% 県全体 +25.1% (国勢調査より)
- 高齢者比率(65歳以上 H22):県過疎地域 33.9% 県全体 23.4% (国勢調査より)
- 財政力指数(H22-24):県過疎地域 0.41 県平均 0.71 (一部過疎地域を除く)

【課題】高齢者人口も含めた更なる人口減少の進行

- 人口増減率(H22 → H32):県過疎地域 ▲16.0% 県全体 ▲4.4%
- 高齢者比率(65歳以上 H32):県過疎地域 41.7% 県全体 30.1%
- 高齢者人口増減率(H22 → H32):県過疎地域 4.0% 県全体 22.0%
- 若年者人口増減率(H22 → H32):県過疎地域 ▲34.5% 県全体 ▲16.6%

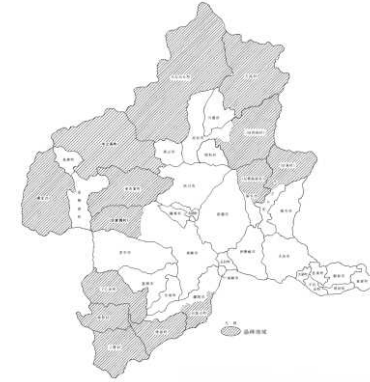
(国立社会保障・人口問題研究所平成25年3月推計をもとに一部過疎地域を除いて作成)

【本県の過疎地域(14)】

—H27.4.1現在—

- ・高崎市(旧倉渕村)
- ・桐生市(旧黒保根村)
- ・沼田市(旧利根村)
- ・藤岡市(旧鬼石町)
- ・みどり市(旧(勢)東村)
- ・上野村
- ・神流町
- ・下仁田町
- ・南牧村
- ・中之条町
- ・嬭恋村
- ・東吾妻町
- ・片品村
- ・みなかみ町

群馬県の過疎地域
(平成26年4月1日現在)



本県の過疎地域は、
○県土の 55.1%
○県人口の 5.2%
を占める

(2) 過疎地域の意義

- 食料・水・エネルギーの供給、自然環境の保全、災害の防止、森林による地球温暖化の防止、癒しの場の提供
- 都市で失われつつある豊かな自然・歴史・文化・伝統と密な人間関係の残る貴重な地域

公益的機能

↓
県民共有の財産

(3) 次期方針の基本的な考え方

①「暮らし」を支える

過疎地域において安全で安心な暮らしを実現するうえで必要不可欠な道路をはじめとする社会基盤整備を進めるほか、子どもからお年寄りまで健やかに暮らせる環境整備に努めるとともに、地域コミュニティの活性化を図り住民同士の互助・共助を推進する。

②「なりわい」を守り、生み出す

過疎地域の基幹産業である農林業や伝統産業・伝統技術を守るとともに、過疎地域が持つ地域資源等を活用して地域内に仕事を生み出す環境整備を推進する。

③「ひと」を育てる

過疎地域へのU・I・Jターンの受け入れに積極的に取り組み、各地域の持つ文化や伝統を次の世代に継承していく人材を育成するとともに、過疎地域に住む人々が、誇りを持って住み続けることができる環境整備を推進する。

(4) 分野別施策の方向性

1 産業の振興	(1)産業振興の方針、(2)農林水産業の振興、(3)地場産業の振興、(4)企業の誘致対策、(5)起業の促進、(6)商業の振興、(7)観光・レクリエーション
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針、(2)国道、県道及び市町村道の整備、(3)農道、林道の整備、(4)交通確保対策(5)電気通信施設の整備、(6)情報化の推進、(7)地域間交流の促進
3 生活環境の整備	(1)生活環境の整備の方針、(2)水道、下水処理施設等の整備、(3)消防防災体制の整備
4 高齢者等の保健福祉の向上及び増進	(1)高齢者等の保健福祉の向上及び増進の方針、(2)高齢者の保健福祉の向上及び増進を図るための対策、(3)児童その他の保健福祉の向上及び増進を図るための対策
5 医療の確保	(1)医療の確保の方針、(2)無医地区対策、(3)特定診療科に係る医療確保対策
6 教育の振興	(1)教育の振興の方針、(2)公立小中学校の整備等教育施設の整備、(3)集会施設、スポーツ施設、社会教育施設等の整備
7 地域文化の振興等	(1)地域文化の振興等の方針、(2)地域文化の振興等に係る施設の整備
8 集落の整備	(1)集落整備の方針、(2)集落の再編整備、(3)集落ネットワーク圏の形成
9 多様な主体と行政の連携及び広域連携の強化	(1)多様な主体と行政の連携、(2)広域連携の強化
10 地域別自立促進方針	(1)西部地域、(2)南西部地域、(3)北西部地域、(4)北東部地域、(5)東部地域

社会基盤整備とソフト事業の充実・強化

県・市町村過疎地域自立促進計画による施策の具体化

(1) 振興山村地域の現状と課題

【現状】引き続き人口減少、高齢者比率の増加、厳しい財政状況

- 人口増減率(S40 → H22): 県振興山村地域 ▲42.9% 県全体 +25.1% (国勢調査より)
- 高齢者比率(65歳以上 H12): 県振興山村地域 27.9% 県全体 18.1% (国勢調査より)
- 財政力指数(H22-H24): 県振興山村地域 0.43 県平均 0.71 (一部振興山村地域を除く)

【課題】高齢者人口も含めた更なる人口減少の進行

- 人口増減率(H22 → H32): 県振興山村地域 ▲14.0% 県全体 ▲4.4%
 - 高齢者比率(65歳以上 H32): 県振興山村地域 40.4% 県全体 30.1%
 - 高齢者人口増減率(H22 → H32): 県振興山村地域 7.4% 県全体 22.0%
 - 若年者人口増減率(H22 → H32): 県振興山村地域 ▲33.2% 県全体 ▲16.6%
- (国立社会保障・人口問題研究所平成25年3月推計をもとに一部振興山村地域を除いて作成)

(2) 振興山村地域の意義

- 国土保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成
- 文化の伝承、地域の繋がりが残る等多面にわたる機能

公益的機能
↓
県民共有の財産

(3) 次期基本方針の基本的な考え方

①「暮らし」を支える

振興山村地域において安全で安心な暮らしを実現するうえで必要不可欠な道路をはじめとする社会基盤整備を進めるほか、子どもからお年寄りまで健やかに暮らせる環境整備に努めるとともに、地域コミュニティの活性化を図り住民同士の互助・共助を推進する。

②「なりわい」を守り、生み出す

振興山村地域の基幹産業である農林業や伝統産業・伝統技術を守るとともに、振興山村地域が持つ地域資源等を活用して地域内に仕事を生み出す環境整備を推進する。

③「ひと」を育てる

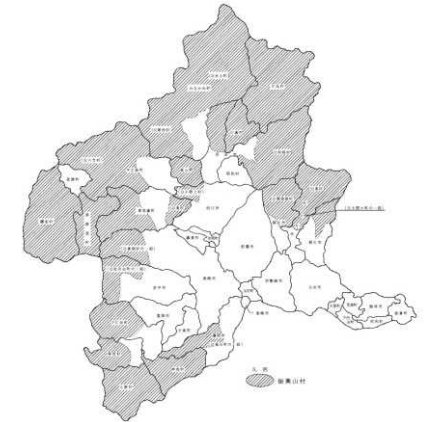
振興山村地域へのU・I・Jターンの受け入れに積極的に取り組み、各地域の持つ文化や伝統を次の世代に継承していく人材を育成するとともに、振興山村地域に住む人々が、誇りを持って住み続けることができる環境整備を推進する。

【本県の振興山村地域(19)】

—H27.4.1現在—

- ・高崎市(旧烏淵村)
- ・桐生市(旧梅田村、旧飛駒村、旧黒保根村)
- ・沼田市(旧池田村、旧東村、旧赤城根村)
- ・渋川市(旧小野上村)
- ・藤岡市(旧日野村、旧三波川村)
- ・安中市(旧坂本町、旧細野村)
- ・みどり市(旧(勢)東村、旧福岡村)
- ・上野村
- ・神流町
- ・下仁田町(旧小坂村、旧西牧村)
- ・南牧村(旧月形村、旧尾沢村)
- ・中之条町(旧沢田村、旧六合村)
- ・長野原町
- ・嬭恋村
- ・高山村
- ・東吾妻町(旧(吾)東村、旧岩島村、旧坂上村)
- ・片品村
- ・川場村
- ・みなかみ町(旧水上町、旧新治村)

群馬県の振興山村
(平成26年4月1日現在)



本県の振興山村地域は、
○県土の約60%
○県人口の4.3%
を占める

(4) 分野別施策の方向性

1 交通施策に関する基本的事項 ①広域的な道路ネットワークの形成②基幹道路の県代行	9 集落整備施策に関する基本的事項 集落機能強化、集落間の相互補完の関係強化等
2 情報通信施策に関する基本的事項 広域的な情報通信ネットワークの構築等	10 国土保全施策に関する基本的事項 治山、治水、砂防、地すべり対策等
3 産業基盤施策に関する基本的事項 ①農林道網の総合的整備②農林業施設の整備	11 交流施策に関する基本的事項 ①グリーン・ツーリズム等の推進②移住定住施策の推進
4 経営近代化施策に関する基本的事項 ①企業立地の促進②経営基盤強化、生産技術開発	12 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項 ①農用地の保全②森林整備③耕作放棄地対策
5 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項 地域資源の再発見と地域資源を活用した起業の支援等	13 担い手施策に関する基本的事項 新規就農者、林業従事者の確保
6 文教施策に関する基本的事項 教育条件の改善等	14 鳥獣害被害防止施策に関する基本的事項 「地域ぐるみ」の取組体制の構築等
7 社会、生活環境施策に関する基本的事項 ①上下水道施設の整備②消防防災体制の整備等	15 その他施策 地域間連携による取組の推進等
8 高齢者福祉施策に関する基本的事項 ①保健福祉の向上②高齢者の活躍の場の確保	

社会基盤整備とソフト事業の充実・強化

市町村山村振興計画による施策の具体化